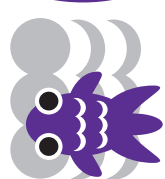


7月号



国民健康保険だより

発行／大和郡山市保険年金課 令和6年7月15日

～令和6年度の国民健康保険税について～

【7月中旬に令和6年度国民健康保険税納税通知書を発送します。】
 発送しても何らかの事情により配達できず、返送されてくる場合があります。
 7月20日を過ぎても保険税の納税通知書が届かない人はご連絡ください。



国民健康保険税の算出方法

世帯内の国民健康保険加入者（0歳～75歳未満）について、1人ずつ医療給付費分・後期高齢者支援金分の所得割額・均等割額を計算し、その合計額に医療給付費分・後期高齢者支援金分の平等割額を加えた額がその世帯の保険税額となります。なお世帯内に40歳以上65歳未満の加入者がいる場合、その人の介護納付金分として所得割額・均等割額が加算されます。

※年度の途中で75歳になられる人の保険税は、月割りで計算しています。なお、75歳になられてからの保険料については、別途後期高齢者医療保険から通知されます。

令和6年度 税率表

*前年中の所得を基準としています。

区 分	医療給付費分(すべての人)	後期高齢者支援金分(すべての人)	介護納付金分(40歳～64歳の人)
所得割額	(※所得－基礎控除43万円)×7.64%	(※所得－基礎控除43万円)×3.27%	(※所得－基礎控除43万円)×3.03%
均等割額	1人あたり27,600円	1人あたり11,500円	1人あたり16,900円
平等割額	1世帯20,000円	1世帯8,400円	—
課税限度額	65万円	22万円	17万円

保険税軽減基準が変わります

国民健康保険税の均等割額と平等割額が所得に応じて軽減される措置について、軽減判定所得の改正が行われました。同じ世帯の被保険者※1及び世帯主の総所得金額等の合計額が次の所得の基準を満たす場合に軽減されます。

	令和5年度	令和6年度～
7割軽減	基礎控除額(43万円) + 10万円×(給与所得者等※2の数－1)以下	基礎控除額(43万円) + 10万円×(給与所得者等※2の数－1)以下
5割軽減	基礎控除額(43万円) + (29万円×被保険者数) + 10万円×(給与所得者等※2の数－1)以下	基礎控除額(43万円) + (29.5万円×被保険者数) + 10万円×(給与所得者等※2の数－1)以下
2割軽減	基礎控除額(43万円) + (53.5万円×被保険者数) + 10万円×(給与所得者等※2の数－1)以下	基礎控除額(43万円) + (54.5万円×被保険者数) + 10万円×(給与所得者等※2の数－1)以下

※1 被保険者には、同一世帯で国保から後期高齢者医療保険に移行した人も含む。

※2 給与所得者等は、55万円を超える給与収入（専従者給与は除く）金額、65歳未満で60万円を超える年金収入金額、または、65歳以上で125万円を超える年金収入金額を有する人を指します。

保険税の納付が困難なときは、お早めにご相談ください。

やむを得ない事情により保険税の納付が困難な場合には、分割納付などの相談をお受けします。
 滞納のままにせず、お早めに担当窓口までお越しください。

保険税についてのお問い合わせ… 保険年金課保険税係 ☎53-1646

健康保険証が廃止され、マイナ保険証に一本化されます

●紙の保険証は、令和6年12月2日に廃止されます

●お持ちの保険証は、有効期限が切れるまで廃棄しないでください

現在、大和郡山市国民健康保険証（以下、「被保険者証」という。）をお持ちの方へは、本年8月の被保険者証一斉更新時に交付される被保険者証（最長有効期限：令和7年7月31日）を、引き続き使用することが可能です。
健康保険証が廃止された12月2日以降も、有効期限が切れるまでは廃棄せずにお持ちください。

●令和6年12月2日以降はマイナ保険証をご利用ください

12月2日の健康保険証廃止以降は、マイナ保険証（マイナンバーと保険証の一体化）の提示が原則となります。
マイナポータルよりマイナ保険証のご登録をいただき、ぜひマイナ保険証をご利用ください。

マイナ保険証利用の始め方はこちら：<https://myna.go.jp/html/hokenshoriyo>
（マイナポータル）

QR

●マイナ保険証を保有していない方には、「資格確認書」を交付します

12月2日以降、新たに本市国民健康保険に加入されマイナ保険証を保有していない方には、加入時に「資格確認書」を交付しますので、引き続き医療機関へ受診することができます。

また、マイナ保険証を紛失した場合には、申請をいただくことで「資格確認書」を交付します。

～医療費が高額になる方へ～ 限度額適用認定証の交付申請について

対象者

保険税を完納している国民健康保険加入者

70歳以上の人で現役並み所得者Ⅲまたは一般の区分に該当する人は限度額適用認定証は必要ありません。代わりに被保険者証兼高齢受給者証を提示することで、限度額までにおさえることができます。

マイナ保険証をご利用の方、75歳以上の後期高齢者も申請の必要はありません。

有効期限

申請月の1日～令和7年7月31日

限度額適用認定証の有効期限が令和6年7月31日までのものをお持ちの方で令和6年8月1日以降も認定証が必要な場合は、改めて交付申請が必要です。

交付申請

市役所窓口（保険年金課給付係1階㉓窓口）にお越しください。

また、交付申請は郵送でもできます。

※限度額適用認定証を使わなかった場合、高額療養費の支給申請が必要です。
該当の方には申請書をお送りします。

奈良県 国民健康保険 限度額適用認定証	
有効期限 令和 年 月 日	
交付年月日 令和 年 月 日	
記号	奈3 番号
世帯主	住所
重婚并妻者	氏名
	生年月日
発効期日	
適用区分	
保険者番号並びに交付者の名称及び印 21901031 奈良県大和郡山市大和郡山町2-49-1 大和郡山 市之印 (連絡先: 0743-53-)	

令和6年8月1日以降も認定証が必要なときは交付申請が必要です。

自己負担限度額（月額）

70歳未満の人		
所得区分 (基礎控除後の総所得金額等)	世帯単位	
901万円を超える	ア	252,600円 + (医療費-842,000円) × 1%
600万円を超え901万円以下	イ	167,400円 + (医療費-558,000円) × 1%
210万円を超え600万円以下	ウ	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1%
210万円以下	エ	57,600円
住民税非課税世帯	オ	35,400円

70歳以上の人				
	所得区分		外来のみ（個人単位）	外来＋入院 （世帯単位）
	住民税課税所得			
現役並み所得者	Ⅲ	690万円以上	252,600円 ＋（医療費－842,000円）×1％	
	Ⅱ	380万円以上	167,400円 ＋（医療費－558,000円）×1％	
	Ⅰ	145万円以上	80,100円 ＋（医療費－267,000円）×1％	
	一般		18,000円 （年間上限は144,000円）	57,600円
住民税非課税世帯	低所得者Ⅱ		8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ			15,000円

- 入院時の食事代や差額ベッド料、保険のきかない治療費用等については対象となりません。
- 過去12ヶ月間に世帯単位の限度額を超えた月が4回以上あった場合、4回目以降は限度額が異なることがあります。

お問い合わせ… 保険年金課給付係

☎53-1643